



当日の様子

山崎 本日は、お忙しいところお越しくださいませ、大変ありがとうございます。ただいまより、公開シンポジウム『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来』を開始いたします。司会は、私、立命館大学の山崎が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様に、お渡ししましたファイルに質問票が入っておりますので、登壇者の先生方へのご質問、本進行チームへのご意見等ございましたら、ご記入のうえ、スタッフにお渡しください。時間に制限がございますが、可能であれば、後ほど、先生方に幾つかのご質問にお答えいただけます。

はじめに、新学術領域研究「法と人間科学」代表の仲真紀子先生に、ご挨拶いただきます。仲先生のご専門は、裁判心理学、認知心理学、発達心理学です。目撃証言、子供の証言、法廷でのコミュニケーションなどを研究されています。仲先生、よろしくお願いいたします。

仲 北海道大学文学研究科で心理学を教えております、仲と申します。今日は、お寒い中おいでいただきまして、どうもありがとうございます。これから、公開シンポジウム『法と人間学』という学融的領域が切り開く未来』を開催いたします。開催に当たりまして、まず、この文部科学省科学研究費補助金、新学術領域「法と人間科学」といいますプロジェクトの全体像をご紹介します、それからシンポジウムの趣旨について説明いたします。

この新学術領域「法と人間科学」プロジェクトは現在、2年目を迎えておりますけれども、最初に、前提となる問題についてご説明します。

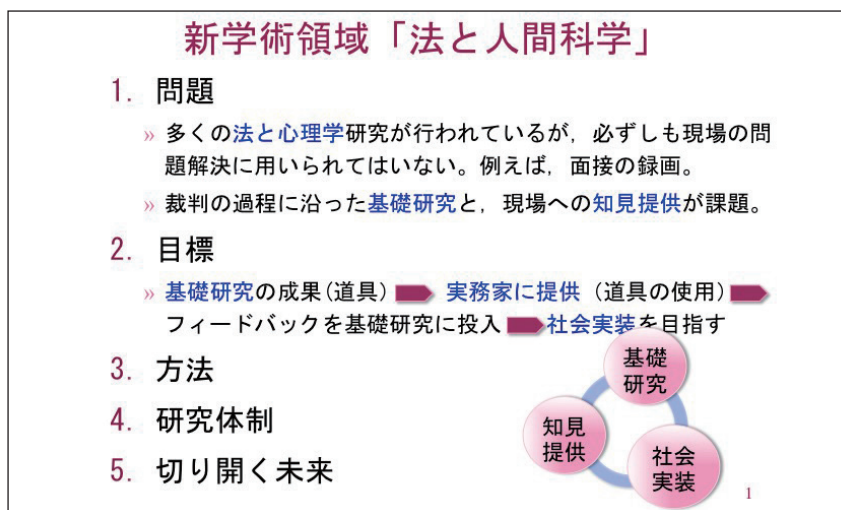


図 1-1 新学術領域「法と人間科学」

多くの法と心理学研究が行われていますが、必ずしも現場の問題解決に用いられていないということがありました。例えば私は、被害に遭った、あるいは事件の目撃をした子どもさんから、どのように事情聴取するかという研究をしています。心理学では、適切な方法というのが数多く研究され、開発されてきているわけですが、それは、必ずしも実務には生かされていませんでした。同様に、捜査、裁判、被害者支援や犯罪者のリハビリテーションなど、司法手続きの過程に沿った基礎的な研究はたくさんあるわけですが、そういった成果

も必ずしも現場に活かされていない。研究成果を現場に提供していくことが重要な課題だという認識のもとに、このプロジェクトはスタートしました(図 1-1)。

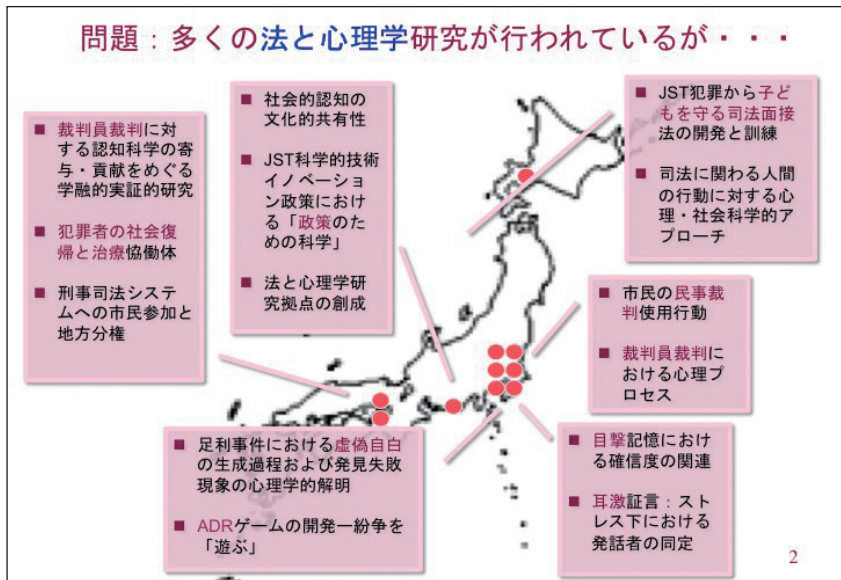


図 1-2 全国で実施されている法と心理学研究

スライド(図 1-2)に示されますように、日本全国各地で多くの研究者が、様々な形で研究を行っています。北から南まで、そのトピックもいろいろです。しかし、これまで、こういった個別の研究が一つの大きな基盤の上に整理されることはなかったと思います。どうすれば研究成果を実務に生かしていくことができるのか。そのためには、司法手続きの過程に沿った基礎研究を整理し、その知見を積極的に実務家の方々に使っていただき、そこで得られたいろいろなフィードバックを、研究に投入していくことが必要ではないか。学術的成果を研究室だけに留めておく、あるいは、研究報告するだけではなくて、実務家に積極的に提供していく。そうやって使っていただければ、そこで得たフィードバックを、また基礎研究に生かすことができる。それを繰り返しながら社会実装を目指していければと、考えました。

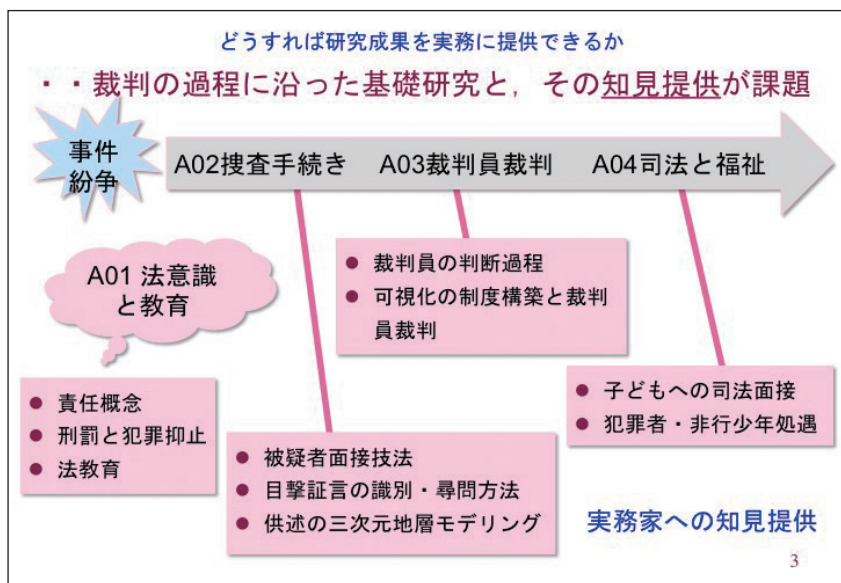


図 1-3 研究成果の実務への提供

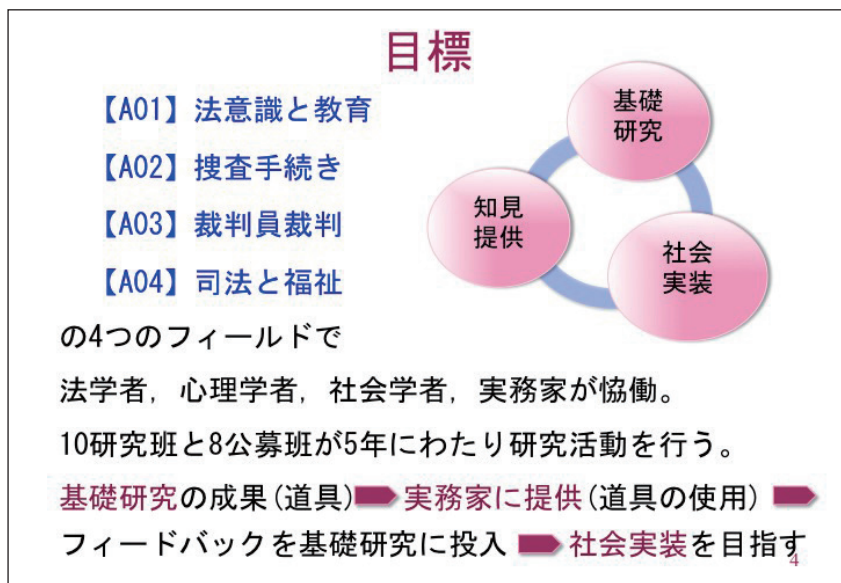


図 1-4 4つの研究フィールド

スライド(図 1-3)にありますように、事件・紛争があり、そこから捜査手続きが始まり、裁判員裁判が行われます。被害者のケアや犯罪者のリハビリテーションなどの福祉的なケアも重要です。また、法教育や法意識の涵養も重要な課題です。それぞれの領域においてこれまで行われてきた研究をまとめ、外に対して見えやすく、使いやすくして、融合的に研究していくことができればと、プロジェクトでは、四つのフィールドを設けました(図 1-4)。第 1 は、法意識と教育。第 2 が、捜査手続き。第 3 が、裁判員裁判。そして、第 4 が司法と福祉です。

この四つのフィールドで、心理学者や社会学者、実務家が共同し、研究を行っていくことになります。大きな目標は、繰り返しになりますが、基礎研究の成果、これを「道具」と呼ぶならば、この道具を実務家に提供し、使ってもらって、そのフィードバックを基礎研究に投入し、さらなる社会実装を目指すとともに、研究者は研究者で新たなインスピレーションを得て研究を進める、というようになります。

方法 基礎研究 > 知見提供 > フィードバック > 実装					
A04仲：子どもへの司法面接	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基礎研究					
補助物の効果	■	■■■	■■■		
面接の繰り返し	■	■■■	■■■	■■■	■
時間理解	■	■■■	■■■	■■■	■
感情語理解	■	■■■	■■■	■■■	■
逆境下の児童の語彙	■	■■■	■■■	■■■	
音声の記憶	■	■■■	■■■	■■■	
知見の提供とフィードバック	道内 島根 大分 岡山 高知 福島	...	...	■■	■
面接研修	面接法・研修プログラムの改善				
社会実装(事例)					
事例研究	道内	...	...	...	

図 1-5 仲研究班 方法

研究を進める方法としましては、いわゆるPDCAのようなサイクルを取ります。このスライド(図 1-5)は私たちの研究班の例ですが、心理学的な、特に子どもの記憶やコミュニケーションに関するさまざまな研究を行っています。それを、例えば「司法面接法」という、子どもから話を聞くための面接法や、実務家に対する研修プログラムに反映させます。

そして、児童相談所の職員、警察官、検察官、家庭裁判所の調査官の方々に研修を行い、面接法を実務で使っていただき、そこから得られるフィードバックを研究に生かしていく。こういった活動を、それぞれのフィールドの研究班に行っていただくことで、全体の統一を図りたいと考えています。

研究体制 有機的連携, 有機的発信			
②総括班	役割	フィールド 運営	10計画班+6公募班
◎仲 支援室	統括 支援	研究研修総括 実務家研修	①コアグループ 札幌法と心理研究会
◎松村・唐沢 河合・久保山	公募	A01法意識と 教育	・唐沢：責任概念 ・河合：刑罰と犯罪抑止 ・久保山：法教育 ・長谷川：法教育
◎佐藤・◎森 敵島・高木	広報	A02捜査手続き	・高木：被疑者面接法 ・敵島：目撃証言の識別・尋問方法 ・佐藤：供述の三次元地層モデリング
◎指宿・◎城下 伊東	出版	A03裁判員裁判	・伊東：裁判員の判断過程 ・指宿：可視化の制度構築と裁判員裁判 ・石崎班：「振り返り」 ・山崎班：検察審査員
◎白取・石塚	③全体会	A04司法と福祉	・仲：子どもへの司法面接 ・石塚：犯罪者・非行少年処遇 ・唐沢：犯罪被害者の心の推論 ・安田：DV被害母子支援 ・田中：司法面接

図 1-6 研究体制

このスライド(図 1-6)は研究体制を示しています。今申しました、法意識と教育、捜査手続き、裁判員裁判、そして、司法と福祉という四つのフィールドで、計画研究班と公募研究班合わせて 18 班が研究を進めています。公募班といますのは、5 年間のうちに 2 回研究班の公募を行い、全体で 16 の研究班

を新たに採択し、一緒に研究を進めていく、そういう班です。

この2年間、各研究班は個別の研究を行うだけでなく、多くの実務家研修、実務に携わる専門家への研修を行ってきました(図1-7、図1-8)。ぜひニュースレターや通信、ホームページなどを見ていただければと思います。また、市民・実務家・研究者のつながりを活性化するために模擬裁判を行い、これも毎年1回行ってきました(図1-8参照)。去年は札幌、今年は秋田で行われる予定です。その他シンポジウムも行っています。今回のシンポジウムは2回目ということで、時間軸に沿って幅広い展望を持つためのシンポジウムということで計画しました。

研究・実務の融合

● 実務家研修

- 巖島（日大）目撃証言
- Bull（レスター大）取調べ・事情聴取
- 外山・長谷川（津田塾大・横浜国大）法教育
- 高木・仲（青山学院大・北大）事情聴取・面接法
- 櫻井（北大）カルト被害支援
- 安田（立命大）DV被害支援

● 公募（2年に1回）

● ニュースレター、通信、HP

● 模擬裁判（札幌、秋田）

● シンポジウム【10月、1月】



図 1-7 研究・実務の融合

		生徒・市民	裁判員	福祉司・警察官・調査官	検事・弁護士・裁判官	法務教官 福祉司
法意識と教育	責任概念	法意識・教育				矯正支援
	刑罰と犯罪抑止		裁判員支援			
	法教育		裁判員支援			矯正支援
捜査手続き	被疑者面接			面接・尋問技術	証	専門家証言
	目撃証言の尋問方法			面接・尋問技術	証拠評価	
	供述の三次元地層モデリング				面接法研修	
裁判員裁判	裁判員の判断過程		裁判員支援		証拠評価	
	可視化の裁判員裁判		支援	面接・尋問技術	矯正プログラム	
司法と福祉	子どもへの司法面接	法意識・教育		面接・尋問	証拠評価	矯正支援
	犯罪者・非行少年処遇		支援			矯正支援

図 1-8 各研究班の活動

今回のシンポジウムでは、詳しくはサトウ先生、指宿先生からまたご説明がありますけれども、法に関わる人間の活動を人間科学的な手法で検討し、法システム全般にわたって、私たちができる貢献や展望を考えていきます。法といっても制定法だけではなくて、公衆道徳や遵法精神なども含まれます。これらも、社会の制度、文化として、人の考えや行動に影響を及ぼすわけです。前回のシンポジウムは横の広がりを目指す形で行いましたが、今回は、時代、時間軸という視点を入れまして、過去から現代、そして、現代から未来へという形で、法と人間科学という領域がどのように形成され、世の中に貢献していけるのかを探るシンポジウムになればと思います。

広く市民の方々、行政、司法、福祉、医療等の専門家の方々のご協力を得て、未来を切り開いていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山崎 伸先生、どうもありがとうございました。